

高崎市 教育訓練補助金（商工関連中小企業向け支援事業）

中小企業者またはその従業員が資格取得を伴う講習会を受講するために要する経費の一部を補助します。補助金の交付は同一年度内において、いずれかの1回限りとなります。

また、この補助金の利用にあたっては、事前に審査が必要です。平成30年12月28日までに、事前に補助金交付申請書・予算書・補助金を必要とする理由書・事業計画書を提出してください。

市税等に滞納がある場合は、補助金の交付は受けられません。

対象者

市内中小企業者（個人負担での受講は対象外です）

補助対象

講習会の受講に要する受講料、テキスト代（消費税、手数料は除く）
複数の方が受講する場合、同日程の研修に限り2人まで対象となります。

補助金の交付額

補助対象経費の合計額の2分の1以内の額とし、限度額は2万円です。

申請書

[教育訓練補助金交付申請書（高崎市ホームページ）](#)